

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係18 沖縄返還交渉 機密漏洩事件（国会対策等）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 檜崎弥之助, 青木正久, 栗山条約課長, 佐藤総理, マイヤー大使, 愛知外務大臣, 吉野・井川・スナイダー会談, 信託基金 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730

仙來第 877 兩電報

⑤

仙來筆物子西平古報

及國連文書

〇〇

〇〇

北米一課長

政治経済
人権

社会新聞の本

「ヨーロッパの都市...」新刊... 580円・千85
「清水森川...」2刷... 1300円・千200
「部落解放と労働者...」13刷... 150円・千50
「日本における社会...」4刷... 180円・千50
「自治体改革の...」
学習テキスト

社会新報

日本社会党中央機関紙

4.2(日)

1972/第1512号(改題1109)
日本社会党中央本部機関紙局
東京都千代田区永田町1-28-1
電話代(580)1171・寄附(代)3203番
定価30円・1ヶ月250円・半年1500円

党、「赤旗」に反論 -2面-

- 3面 春闘ルポ④—都市交通と交通労働者
- 4面 新報小説選—絵本盗賊記④(小沢信男)
- 5面 日本映画にとっての危機とは何か—佐藤忠男
- 6面 不安と怒りの為②
- 7面 不当労働行為で労働省が立ち入り検査(住友重機玉為)
- 8面 山村の婦人問題③

あばかれた裏取引

外務省の沖縄極秘文書で 政府の政治責任を追及

米負担の軍用地補償

日本が「肩代り」

政府も認める



政府追及する

沖縄返還協定にまつる外務省の極秘文書が、福田外相代理兼米大使であった「東放」記者の筆で暴露された。極秘文書の全文を公表した佐藤首相、福田外相は昨の沖縄国会で、極秘文書の存在を認め、「これは国の秘密である」と強調してきたものの、日米秘密交渉の存在を認め、この交渉は、沖縄返還協定の政治的責任を背負ってきた佐藤首相、福田外相の政治責任を突きつけている。

社会党の横路議員は、二月十七日、衆議院で、極秘文書の存在を暴露し、政府に政治的責任を追及した。極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

追及する。横路議員は本紙を通じて公表した。極秘文書は、福田外相代理兼米大使であった「東放」記者の筆で暴露された。極秘文書の全文を公表した佐藤首相、福田外相は昨の沖縄国会で、極秘文書の存在を認め、「これは国の秘密である」と強調してきたものの、日米秘密交渉の存在を認め、この交渉は、沖縄返還協定の政治的責任を背負ってきた佐藤首相、福田外相の政治責任を突きつけている。

この日米秘密交渉は、横路議員が「東放」で暴露した。極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

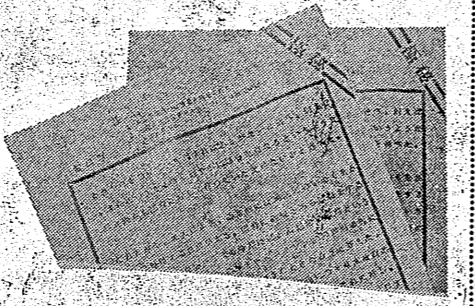


佐藤内閣は国民をだました。(院内で記者会見する橋本対委員長ら)

V.O.A. P.3. 極東放送でも取引

「極秘文書」の愛知外務大臣は、米大使に「極秘文書」を送った。極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況



外務省の極秘文書の一部

「極秘文書」の愛知外務大臣は、米大使に「極秘文書」を送った。極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

これが外務省の極秘文書だ

「極秘文書」の愛知外務大臣は、米大使に「極秘文書」を送った。極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

極秘文書は、外務省の「沖縄返還交渉」に関する極秘文書(電報の写し)を示しながら、アメリカが協定四三三項によって、沖縄県民に支払うようになっていた補償の状況

米負担の軍用地補償

日本が肩代り

政府も認める



政府と米軍関係者による協議の様子

ニュース笑



肩代わりは誰がしている

沖繩返還協定に基づき、外務省、極秘文書「福田外相代理発表米軍米地返還」として、外務省が「沖繩返還協定」の全文を公表した。佐藤首相、福田外相は、昨年三月二十七日の予備委員会で「極秘文書」を提示し、その内容を「沖繩返還協定」の極秘文書として公表した。この極秘文書は、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。

元補償委員の四月七日、日本政府が「極秘文書」を公表し、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。

「極秘文書」は、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。

「極秘文書」は、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。

「極秘文書」は、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。



佐藤内閣は国民を驚かせた。(院内で記者会見する福田外相)

VOA・P3・極東放送でも取引

極東放送でも取引
VOA・P3・極東放送でも取引

極東放送でも取引
VOA・P3・極東放送でも取引

極東放送でも取引
VOA・P3・極東放送でも取引

極東放送でも取引
VOA・P3・極東放送でも取引

これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

極秘文書の内容
これが米政府の極秘文書だ

視点

政府は、沖繩返還協定に基づき、米軍が返還した米地を、日本政府が補償する内容が明記されている。佐藤首相、福田外相の政治責任をきく追及している。

次官 事務次長 典房
 大臣官舎 審議官 長 長
 議 人 電 厚 計
 書 文 会 管 給
 調査長 参 企 析 調
 領 移 参 領 旅 移
 長 中 南 審 歐
 参 西 東 洋
 西 東
 近 了 長 経 次 総 経 国 資 源
 参 書 近 阿
 長 経 協 長 條 参 貿 統 国 万
 参 政 技 二 国 一 理
 参 参 協 規
 長 国 参 政 経 科
 長 情 長 軍 社 專
 文 長 参 道 内 外
 一 二

注 意 (部の内)
 1. 本電の取扱い慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

総番号 (TA) 28927
 71年 6月 9日 16時 22分 フランス
 71年 6月 10日 00時 57分 本省
 主管 発着 米局長
 外務大臣殿 中山 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 アイチ外務大臣、ロジャース國務長官会談

第877号 極秘 大至急

(限定配布)
 往電第875号に関し
 アイチ大臣より

本大臣とロジャース長官との会談は、7日午前9時半より、約2時間にわたり、当地、米大使館の(大使執務室)で行なわれたが、会談中、オキナワ返かん協定関係についての要旨以下のとおり。(同席者、わが方、アカタ=大使、ヨシノ局長、クリヤマ課長、米側、ペダソン大使、エリックソン部長、およびマクロスキー)

1. 冒頭、ロジャース長官より、(大部分の問題は既に解決を見ているが) 若干の点についてお話ししたいとして、まづ、せん閣諸島問題につき、国府は、本件に関する一般国民の反応に対し、非常にゆう慮しており、(米政府に対しても、国府から圧力をかけてきているが) 本件について日本政府がその法的立場を害することなく、何らかの方法で、

注 意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

われわれを助けていただければありがたいと述べ、例えば、本件につきなるべく速やかに話合を行なうというような意志表示を国府に対して行つていただけないかと述べた。

これに対し、本大臣より、基本的には米国にゆいわくをかきせずに処理する自信がある。国府に必要とあらば話合することは差支えないが、その時期は返かん協定調印前ということではなく、69年のサトウ・ニクソン共同声明の例にならない事後的に説明をするということとなるかと答えた。

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し、本大臣よりできる限りのリベラルな解釈をASSUREする旨述べた。

3. 請求権問題に関連して、「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係で、これを発表せざるをえない場合も、絶無ではないと答えた。よつて

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本大臣より、本件書簡の表現振りについては、既に東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、よりしん重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立場をも配慮した表現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より、本日長官の返事について必要はないが、返かん協定の発効日を4月/日とすることをオキナワけん民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に関心するものがあることをお伝えしたい旨述べた。

これに対し、「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、極めて困難であり、過早に協定発効日を論ずることは議会の反ばつをまねくということも考慮しなくてはならない。しかしながら、オキナワけん民、および日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで、本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、一昨日もお話したとおり、ぜひとも/7日

-3-

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に決めていただきたいと述べたところ。「ロ」長官は、本件については議会との関係上、われわれとしてはしん重にならざるをえず、かかる観点からすれば、/7日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、/7日調印にふみ切ることとした。

本日右を發表することおよび、署名時間は、ワシントン時間午前8時、東京時間午後9時とすることに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重要視していた問題であり、/7日調印にふみ切られたことについては感謝する旨述べた。

(了)

(米也/佐藤 瑞夫と送)
昭和0200

48年2月7日、衆議院予算委員会にて、樋崎議員(社)より
パリ電第877号の提案要約が「あつた」のに対して、大平大臣より、
下記2.のみを語り上げた。(印刷物は提出せず。)

昭和46年6月9日在仏大使発外務大臣
あて電信第877号

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日
本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言が
あり、これに対し、本大臣よりできる限りのリ
ベラルな解釈をASSUREする旨述べた。

(部の内 号) 注 意

(大政事外外儀信)

務務典房 電信写
次次典房
臣官官審審長長
儀入電厚計
書文会営給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

参地中東
北東西
参北北保
参一
参西東洋
西東

近ア長
参書近ア
次総経国資
源

参貿統国
参政技一理
国企二

参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
参一二

電信写

総番号(TA) 15553 主管
72年3月27日19時10分 米 国 発
72年3月28日09時24分 本 省 着 米局長

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

(部内連絡)

極秘 大至急

27日ヨシノ局長よりオオカワラ公使への電話連絡に関し

1. 本件に関し国務省に連絡しおきたるところニリクソン
ンよりムラサキに対しとりあえずの検討の結果なりとして(1)
客年5月28日及び6月9日の会談は夫々機微な内容を
含みおりその内容がもれたことは遺憾であるがなお
請求権のみならず余の諸点についての電報の内容ももれ
たか否か承知したい(2) 国務省としては本件につき
レイン等より照会を受けた場合にはどう定も否定もしない
立場をとることは困難である少くとも請求権は320百万
ドルによつてカバーされるものであること及び(更に質問
を受けた場合)特にイヤマークされた金額はないがカバ
ーすべき請求権の額は4百万ドルを超えることはない
と考える旨は答えざるを得ないというのがとりあえずの感
触である(3) しかる幸いに今までのところ(27日
午後4時現在)プレスから何らの質問も受けていないので

極秘

注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本27日よるにも在京大使館と電話連絡をとり対外説明振
りその他今後の対策を打合せたいの諸点を連絡越した
2. 上記(2)の説明振りは客年貴信米北/第1723号
により御連絡を受けた米側の答弁要領とくい違っている
のでわが方よりこの点を指摘するとともに至急在京大使館
と打合せありたくそれまでは上記(2)のラインの説明
をも差しひかえるようにと要望しておいたことありあ
(丁)

(字字交清 2/3 10:25)

外務省電信案 (分類)		極秘
機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第 05 182 号
極秘 無期限	略 平	昭和 46 年 JUN 5 19 3
YYYY	第 570 号	昭和 46 年 JUN 5 19 3
	大至急 (至急) 普通・LTF	発電係
大臣	主管	主管局部長 (室) 長
政務次官	アメリカ局長	アメリカ局長
事務次官	参事官	起案 昭和 46 年 6 月 5 日
外務審議官	北米第一課長	送案者 電話番号
外務審議官		米北1長 2965 (00 藤)
官房長		
協議先	条約局長	2b Bn 2C の指海に 理解しない。安全保障課長
	条約課長	
	法規課長	
大使	臨時代理大使	
在 DECD 鶴見	あて 外務大臣 発	STEEL
総領事	代理	
米牛場	大使	臨時代理大使
在 仙中山	総領事	代理
件名 転載 沖繩高瀬		
	沖繩返還問題 (吉野・スナイダー会談)	
	(限定配布)	
	愛知大臣にお伝え願いたい。	
	5日吉野・井リ・スナイダー会談中主要事項	
	次つとあり。	
	1. FEBC と他電波関係	

電信局長
漢
869

電報スミ
8/8
昭和四二七一 改正

(1) 当方より、愛知大臣・井出大臣と再度協議
した結果であるとして、之周波 (1個波は日
本語放送、1波は英語放送) と認めるが、
英語放送用周波数については暫定的に3年
間^{更新}に限り認可し、更に申請があれば2年間に
つき SYMPATHETIC CONSIDERATION
^(案内は認め)
を払う^{更新}。右に示す^{更新}立法措置がとられること
を条件とする^{更新}案を提示。米側より、
英語用周波数が暫定的に認められるにすぎ
ない点について本国政府が如何なる反応
を示すか不明なるも、右案にて請訓^{更新}すること
とし、右が了承されればこれを企業に関する
トキંગ-ア-ハ-に掲載することといた旨
述べた。(電波監理局長同席)

英語の方は

3
26

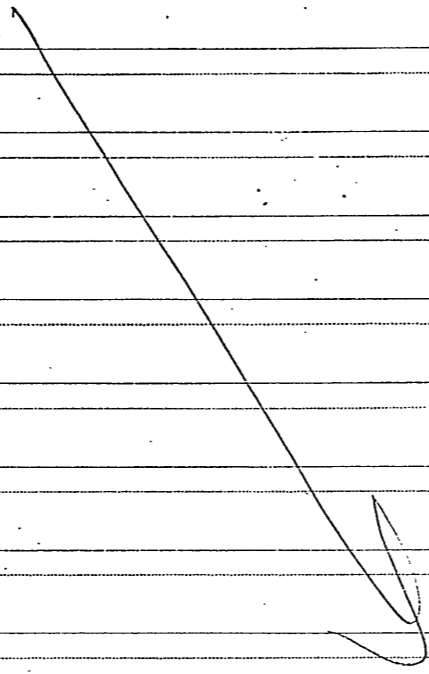
したがって述べた。しかしながら同席の
 藤本元俊監理局長より、実際
 10) 是れは3年以内の審査は委員会
 により行われることとなり政府はこれ
~~コントロールするものとする~~
 の状況にあること。是れは現行法
 を本案の在り改訂するより有効
 な手段なく、従って英語放送
 については5年以内の新設の意思が
 あること。特別措置法を制定する以外
 に道はない。2) 特別措置法を
 採り得るその他に説明。
 3) 採り得るため、日米間で文書に
 する。

4
20

目下監理局長は11日午後2時
 17-17 (おし) ~~政府に~~ (1) FEDC
~~FEDC~~ は日本語放送
 のため一液を保持する(12)
 (3) 是れを) との1年以内英語放送
 のため5年以内限り一液を
 与えること。2) 是れを認める必
 要があること。3) 是れで日米双方合
 意し、その文案の修正のため
 にとつた。
 (12) ^{詳細補記} P242P-無線に711は本土
 における総戦後の例になら
 ば是れは二年間基地外の操作も
 許可すること。合意した。
 (11) 米軍の最近新設

5-
20

したうが、放送波二波にすれば
ゆの方か二の禁止を求めると
3、先方はもう一頁再考するに
関し方面を説得する旨回答
した。



6-
3

2. 防衛に關する取決め

(1) 「ス」公使より、29日に安保協議委員
に宛てた書簡に「本件取決めに上院
議員等は SELL 2 であると思ふが、そのため
には新聞発表等のアナウンスメントのみ
ならず、何らかのフォーミュラー、たとへば
空軍の非武装化、マサチューセッツ州の軍需交換、
の必要があり、文言として "S.C.C.
APPROVED THE ARRANGEMENTS
CONCERNING THE TRANSFER OF
DEFENSE RESPONSIBILITY AS
RESPONSIBILITIES
EMBODIED IN KUBO-CURTIS
AGREEMENT." と云つた表現が考へ
らるゝと示した。

(2) 二は、27日書簡より、安保協議委員に

7
4

2.11.21 本件取決めを承認 (210 採択)
 可 (取決めの内容は公表済み) あり、
 米側の要するものは
 大抵、大使レベルの署名が必要ならば、
 1000 米側からフォーマリティーを強く望むこと
 である。「6月29日の安保協議委員
 日米両国防衛当局者間の討議の結果を
 承認 (210 採択) 可」との趣旨を前文
 とし付け加之、その AUTHORITY 下には
 2 保防局長、カーチス中将のサインを
 了すとすし手続が十分であると述べた。
 結局今後上記両案につき 事務レベルで
 至急検討を催せるとした。

8
5

3. P-3
 「ス」公使より、昨日条約局長より移転費
 の早期支出についてのお話は早速ワシントン
 に電話して聞いたが何とかなると思う。但し、
 台風等予見し得ざる事由で工事が間に合わ
 なかった場合は、暫定的に那覇空港を A
 リストに納すこととしたく、この点たとえば
 書簡の交換 (非公表) 等何らかの CAVEAT
 が必要である、と述べた。当方より米海軍
 当局が工事促進に協力してもらえるか否かに
 よることであると指摘したところ、先方は技術的
 に工事計画/明細を早期に確定することは
 困難であり、且つ、復帰の日も決た訳では
 ないからとして上記の如き文書を是非必要と
 する旨述べ、結局文言につき双方で更に検討する

9
6

こととした。

4. 請求権

当方より、日本側は外務・大蔵両省とも非常に立場が^ハっきりしている旨述べたところ、「ス」公使は本国において種々努力中であり愛知・ロジャーズ会談以前に國務長官に結果を報告する手筈となっている。なお國務省の法律専門家は^{トリス}財源の APPROPRIATION の過程を避けることと可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

米、仏に転電し、沖繩に転報した。

極秘	極秘
無期限	無期限
号3部の内 1号	10部の内 8号

沖繩返還問題
(吉野、井川・スナイグー会談概要)
昭和46.6.5
アメリカ局北米第一課

- 6月5日朝行なわれた会談概要次のとおり。
- (当方：吉野アメリカ局長、井川条約局長、橋本参事官、千葉北米第一課長、宮川安保課長、中島条約課長
先方：シャーマン参事官、シュミッツ法務官ほか同席)
- (※5日OEBODにて電報せる事項)
1. FEBOその他電波関係※
 - (1) わが方より、愛知大臣、井出大臣と再度協議した結果であるとして、2周波(1波は日本語放送、1波は英語放送)を認めるが、英語放送用周波数については暫定的に3年間限り認可し、さらに更新の申請があれば、日本語の方は更新を許可し、英語の方は2年間につき SYMPATHETIC CONSIDERATION を執り(実際には認める)との案を提示した。これに対し米側より、英語用周波数が暫定的に認められるにすぎない点について本国政府がいかなる反応を示すか不明なるも、上記案にて討

調してみると述べた。しかしながら、同席の藤本電波監理局長より、実際問題として3年後の審査は委員会により行なわれることとなり、政府はこれをコントロールできない状況にあるので、むしろ現行法を本件のため改訂するより有効な手がなく、従つて英語放送については5年間暫定的に認めるといふ特別措置法を制定する以外に道がない。この特別措置法の立案趣旨を法制局その他に説明するための便宜として、日米間で文書により5年の期間を明らかにする必要があると述べた。よつて目下懸案になつている愛知大臣・マイヤー大使寄簡において、(イ) F B O は日本語放送のため引続き1波を保有する、(ロ) そのほか英語放送のため5年間に限りもう1波を与えられるといふ趣旨を認む必要があるといふことで、日米双方合意し、その文案についてさらにつめることとなつた。

(2) 軍用補助アマチュア無線については、本土における終戦後の例にない、返還後2年間若くは海外の操作も許可することに合意した。

(3) 米軍が沖縄において最近新設したラジオ放送第2波については、わが方がこの廃止を求めたところ、先方はもう一度再考するより関係方面を調得する旨応答した。

2 防衛に関する取決め※

(1) スナイダー公使より、29日に安保協議委を開催するといふことで、本件取決めに上院議員等に SELL できると思ひが、そのためには新聞発表等のアナウンスメントのみならず、なんらかのフォーマリティー、たとえば愛知外務大臣、マイヤー大使間の寄簡交換が必要であり、文言としては "S.O.C. APPROVED THE ARRANGEMENTS CONCERNING THE TRANSFER OF DEFENSE RESPONSIBILITIES AS EMBODIED IN KUBO-CURTIS AGREEMENT" といふ表現が考えられると述べた。

(2) これに対しわが方より、安保協議委においては本件取決めに承認(または採択)する(取決めの内容は公表される)のであり、米側の要求するよりな大臣・大使レベルの署名は

必要なかるべし、しかし米側がフォーマリテ
ィーを強く望むのであれば、「6月29日の
安保協調委は日米両国防衛当局者間の討議の
結果を承認（または採択）する。」との趣旨
を取決めの前文として付け加え、そのAUTHOR
ITYの下に久保防衛局長、カーチス中將がサ
インを了するという手紙で十分である旨述べ
た。結局今後上記両案につき事務レベルで至
急検討を進めることとなつた。

3. 航 空

スナイダー公使より、本國の訓令接到、コン
チネンタルに関するO A B決定が遅れている（
ただし、署名に¹²関係ありと思ふ）ので表現振りに
問題あり、速つて事務当局同志に協議せしめ
し、と述べた。

（注：後刻ランデ参事官より北米一課担当官に
対し、上記訓令は大使館としても不適当と
思ひ、目下本國に強く押し返している旨連
絡があつた。）

4. 國連軍施設・区域

スナイダー公使より、在沖米軍施設の若干(4)
を復帰後國連軍協定により、國連軍施設として
DESIGNATEしうるとの点を確認したしと述べた。
当方より、まず米軍施設・区域が協定すること
が先決であり、従つて(1)返還協定署名後に、(2)
使用の具体的目的につき説明を受ける等協議を
行なつた上、(3)復帰日以降國連軍協定合同發で
FORMALIZEすべきものである旨指摘。先方は従
来本土において行なつてきたと同様に処理
することとしたしと述べ、本件については今後
引き続き検討することとした。

5. 外資系企業

スナイダー公使より、若干の問題につき速つ
て事務当局同志で協議せしめたと述べた。

（注：後刻ダットン書記官より、保険代理店セー
ガー及びヘンドリックス弁護士の取扱いにつ
いて要緊あり、当方より、セーガーの件につ
いては米局長より大蔵省保険部長に速討方申
入れずみ、弁護士については、法務省として

はヘンドリックスが^続繼續して弁護士業務に従事していることを自ら証明すれば、問題は解決するとの立場であると述べた。

6. UNITED SEAMANS SERVICE CENTER (USS)

スナイダー公使は米本国から USS をリスト A に "NON-APPROPRIATED FUND ACTIVITIES"

を行なり米軍機関（すなわち、地位協定 / 5 条機関）への改組を条件とする旨の ANNOTATION

を付して、記載すべしとの強い訓令に接している（米側は本団体をニューヨークの USS（親たる公益法人）から切離し、利用者も地位協定の規定に適合するようしほるとの意向）として閣僚方要請。当方より、現在軍関係の機関でないものを施設・区域のリスト A に記載することは困難であるが、米側のたつての望みであれば、

「復帰日前までに地位協定の定める要件を充足する標準となるよう必要な改組を行なりことを条件として、A リストへの記載を認める。」旨を

トーキング・ペーパー等で確認する、あるいは

A リストに同意旨の REMARKS を付することが必要なる旨述べた。

7. バックナー記念碑

当方の質問に対し、スナイダー公使より、昨日の事務レベル連絡をもつて日本側から承ることはすべて終り、自分の方からも在沖米艦に対し、日本側の手配完了まで KEEP QUIET するよう要請した、と述べた。

8. P-3 系

スナイダー公使より、昨日条約局長より移転費の早期支出についてのお話は早速ワシントンに電話しておいたが、この問題はなんとかなると思う。ただし、台風等予見しえざる事由で工事が~~遅~~合わなくなつた場合は、暫定的に那覇空港を A リストに移すこととしたく、この点たとえば密簡の交換（非公表）等なんらかの OAVBAT が必要である、と述べた。当方より、米海軍当局が工事促進に協力してもらえるか否かにもよることであると指摘したところ、先方は技術的に工事計画明細を早期に確定することは困難であり、かつ、復帰の日も決つたわけではないからとして、上記のごとき文書を是非必要とする

旨述べ、結局文書につき双方でさらに検討することとした。

9. 請求権※

わが方より、日本側は外務、大蔵両省とも非常に立場がはつきりしている旨述べたところ、スナイダー公使は、本國において種々努力中であり、愛知大臣・ロジャーズ長官会談以前に國務長官に結果を報告する手筈となつている。なお、國務省の法律専門家は、財源について議会の APPROPRIATION の過程を避けることを可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

10. FBIS

吉野局長より、FBISについては復帰までに軍の運営にかかるとなつていることが必要なる旨指摘、スナイダー公使は、目下必要なベーパーワークを行ないおり、近く完了の予定であるが、北海道千歳のFBISと同様のものとすれば、問題なかるべし(その場合、現行の在沖米軍基地の表示もそれに合せて変更する。)と述べた。

11. 合同委員会で決定さるべき事項

当方質問に答えスナイダー公使より、協定署名後できる限り早い時期に協議、確定したいと述べた。

12. 与儀POLタンクの返還

スナイダー公使より、本件につきまだ本國より最終調令がきていないが、ESSOの新施設工事完了の上与儀を返還する予定のところ、ESSOの工事が復帰日までに完成しない場合は、これをカバーするなんらかの文書が必要であらう、と述べた。アメリカ局長より、与儀は激少ない目玉商品の1つであり、わが方がこれが復帰時において返還されることを強く望んでいる点を米側として常にKEEP IN MINDして欲しいと強調した。

日米安保協議委員会の第十三回会合について

昭和四十六年六月二十九日

- 一 安保協議委員会の第十三回会合は、昭和四十六年六月二十九日に外務省で開かれた。
日本側からは、愛知外務大臣と中曾根防衛庁長官、米國側からは、マイヤー駐日大使とマッケイン太平洋軍總司令官が出席し、また、補佐のため兩國の關係者が列席した。
- 二 委員会は、極東における日本と米國との共通の安全上の利害に關連する最近の國際情勢を検討した。
- 三 委員会は、昭和四十五年五月の第十一回会合において、日本が負うべき沖繩の局地防衛の責務の実施準備につき日米双方の間で検討を開始することに合意したことを想起して、復帰後に

おける沖繩の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に關連した両防衛当局間の必要を調整に關する事項について爾來行なわれてきた討議についての報告を聴取した。

委員会は、前記の討議の結果を承認したが、かかる討議の結果は両防衛当局の代表者間で署名される日本國による沖繩局地防衛責務の引受けに關する取極の中に述べられている。

大
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

政務次官

極 秘
無 期 限
10 部 の
号

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
号

米米交渉概要
(その11)
(46.5.31~6.5)

昭和46. 6. 7
アメリカ局北米第一課長

1. 全 般

6月2日及び4日の両日愛知大臣・マイヤー大使会談が行なわれ、請求権、協定署名日時、協定発効目標日等を除き、協定関連事項につき、ほぼ実質的合意に達した。(上記3点については、9日パリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談の際討議される見込み。)また5月31日、6月5日に吉野、井川・スナイダー会談が行なわれた。なお、マイヤー大使は4日協議のため一時帰国(上記に先立ち2日総理・マイヤー大使会談が行なわれた。)。愛知大臣は5日パリに向け出発。

2. 項目別状況

A 協定関連事項

(1) 施設・区域

P3については、6月4日愛知大臣・マイヤー大使会談、及びその後の対米折衝を通じ、復帰前の移転につき合意が成立した。

A、B、Oリストにつき作業継続中。

(2) 請求権

米側内部において協定案第4条3項につき最終検討中。(9日パリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談に持ち込まれる見通し。)

(3) 裁判引継ぎ、財政事項

細部事項につき対米折衝中。

(4) 協定署名日、協定発効日

署名日につき、わが方は17日を提案、米側は17日に反対はなきも、議会工作との関連で21日には^るじま^る週の方が安全であると述べている(5日牛場大使・ジョンソン国務次官会談)が、9日予定の愛知大臣・ロジャーズ長官会談で決定されることとなる。

発効目標日についても、同会談で討議の見込み。

B 協定外事項関係

(1) 地位協定適用関係

6月5日 A T O につき S T G 段階交渉終了。上記をもつて本件については、S T G レベルの交渉を了し、外交レベルでの討議に移行した。

(2) 極東放送問題

極東放送に対し、2周波数（日本語放送用及び英語放送用）を認める、ただし、うち1波（英語放送用）は暫定期間5年内に限り認められる、とのラインで対内調整を6日滞欧の愛知・井出両大臣間の合意を含め了し、最終的に対米折衝中。

(3) 防衛交渉

5日吉野、井川・スナイダー会談で、6月29日安保協議委を開催する点につき双方の見解は一致したが、防衛に関する取決

め自体について米側は両防衛当局代表による合意のみでなく、より高いレベルにおけるなんらかの ENDORSEMENT^Nが必要であるとしており、この点をめぐりなお折衝中である。

極秘
無期限
写し部の内
号

極秘
無期限
写し部の内
号

12

大臣
事務次官
外務審議官
条約局長
アメリカ局長

愛知大臣、スタグー 駐米大使
大使合談

46. 6. 16

米局長

6月16日 スタグー 駐米大使より、

ワシントン國務長官の特別の指示により
愛知大臣に示された米方との要請

に基づき行われた本合談の概容
次のとおり。(アメリカ局長同席)

1. スタグーより、(パリに於ける合談の際)

ワシントン長官は貴大臣が沖縄復帰

の日取りに於て沖縄住民の4月1日

GA-6

外務省

強

2

を望んでいられることを銘記に欲しいと

言われた矣をよく承知しており、右につき
ワシントン後各方面と交渉の結果として
(接触をスタートした点)

日米事態を憂慮している、その一つは
合意をこの日曜日を云々しはじめる

この日返還協定に於ける日本の国会
米国の国会は上院の承認を

前以て制約する (prejudge) とい
はるべき、極めて危険且つ
= 危険

embarrassing な事態を生起せしめる
結果とならねばならぬと云々あると

述べた。 米に
2. 更にスタグーは、この現実的

17日返還の日、SEAの承認と云々

GA-6

外務省

米国の日本政府の核に用いた政策
 に背馳しないよう行動すること
 であり、この為には色々の問題
 をワークアウト（交渉）し、又
 新設建設等種々の要因を解決
 しなければならぬ。云々の如く
 核については、一昨年11月の日米共同
 声明の発表以来総理以下日本
 政府首脳の大関心事であり、
 二ヶが実現のため迅速協定に共同
 声明の8項をリファーストとすこと
 であり、米政府としては1972年
 4月1日までに核技術の完全な実施
 を要するとの確言をすべき、従って

二の章より / 4月1日の(返還)をコミットするとは
 極めて困難な見通しである。また
 overridingの要素については、
 自行の象による引渡も7月1日前
 に困難であると判断し、米側
 にとり2ヶ月1日の方が種々の長
 短調整があると思われる、と述べた。
 3. 二ヶに於て愛知大臣より、以上の長
 短に既にロジャース長官が
 ありとのことを判断し、従って
 現在4月1日の如き日付が出るこ
 とは極力押さえずに沈むべき、現
 在進行中である。保利官房長官の
 記者会見には、2ヶ月前言が訂正され

11月27日、自分(愛知大臣)の整理
 に米側の事情について報告した結果
 27日迄に送った。
 4. 日米後刻 スナイダーよりアメリカ局長
 に対し、本件会談について27日 ロジャース
 長官より特に愛知大臣に対し
 パーソナリーに送るに欲しとの指示の
 あったことあり、内容を極秘に機微に
 包み込んで送ることにし、二山を厳秘とされた。
 その取扱いは27日10分留意厚紙11封筒
 重ねて要請すると30日あった。

外務省電信案 (分類)

秘密表示 (極秘・秘の未印) 符号表示 略 平 総第 25 01 号
 第 1001 号 昭和 46 年 5 月 29 日 分送
 大至急 至急 普通・LTF 発電係 太郎

電信局長 電話局長
 極秘 無期限 第 1001 号
 YYY 号の内の 号
 YYY 号
 大 臣 官 房 長 官
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官
 外 務 審 議 官
 官 房 長 官

主任 主任 主任
 アメリカ局長
 参事官
 北米才一課長
 条約局長
 条約課長
 安全保障課長

起案 昭和 46 年 5 月 29 日
 送案者 北長(口送) (加藤)
 電話番号 2465

大使 臨時代理大使
 在米牛場 あて 外務 大臣 発
 総領事 代理

大使 臨時代理大使
 在沖繩高瀬 あて
 総領事 代理

件名
 沖繩返置問題 (本大臣・スナイダー大使会談)
 (限定配布)
 29日の本件会談概要次のとおり。
 (アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー
 公使ほか同席)
 1. 署名目標日

極秘 まで 3部 3号
 ②
 56

(添付欄内に電信送電入)

(昭和四十六年五月二十九日)

本大臣より、6月5日(土)までの何としてでもこぎ
つけた旨述べたところ、「マ」大使は理解を示し、
かつ、本国に対し大使館として署名促進方希望
する旨意見具申したが、ワシントンの全体的懸案を
解決にまでないとオーソリゼーションを与えられな
いというものであった旨述べた。なお本大臣より
OECD出席等と署名日決定の理由として説明してい
ないこと(野党の批判を招くおそれあり)を付
言した。

2. 外資系企業に関する書簡

本大臣より、協定署名に先立って発出するべく所要の
国内手続は早急にすまされたい旨述べたところ、同大使は目下在沖米企業と説得中に対
し、過早な書簡が公にされることは不得策を旨
述べた。(に付き外部にお知らせ)

3. P-3物転
本大臣より必要性をさらに強調せること、大使は
目下ワシントンの最高レベルにおいて検討中であ
り目下前記訓令待ちである。軍の反対が強い
こともあり容易ではないが、述べた。

4. 施設・区域

(1) 一時使用演習地

本大臣より一時使用分提供により面積が従前
より増えることの不得策を旨述べたところ、大使は
米側も熟慮の結果ト-911・110ヶ所と相互に
受け入れ易くする為日本政府の立場、沖縄住民
の利益、及び不要な地域は保有しないとの
米国の基本政策と勘案してこの^(一時使用分)総面積
13,455エーカー中最大の9,618エーカーを占める
オウ(地名)演習地の解放と決定した旨披る

した。

(2) ~~(大使より下記を述べたこと)~~ ^{五に} 本大臣より

北谷場 (4+タン) 村長代表の陳情を受け、その立場は良く分るので、何とかB表に記^載し^て考慮し^て欲しいと述べた。右に對し「ス」公使より大使館も現地米軍もこの問題は良く承知しているが、那覇 WHEEL 区域への自衛隊編駐に伴う米軍部隊の移転先が多分この地域となるべく、よってただ今の段階ではB表に載せることはコミット出来ない。しかし今後最も注意深く本件について検討し^て行きたいと述べた。

本大臣より、たとえ小さくとも象徴的な区域の返還は^(一〇何) ^{軍に} ^{軍に} 賛向したのに対し、公使は前記と線返すと共に、^軍 現地在^軍 が不要であることと確言すれば何とかできるかも知れぬが、米側としては

上記りのオク演習地の際と同様完全にSUREでない限りコミットできないと述べた。

5. 航空問題

大使より、日本側航空当局は暫定期間5年経過後は那覇を^{改め航空交通上} ~~米側~~ ~~対日譲歩~~ の材料とする立場のようだが、米側は沖縄返還は米国及び米国企業のコストにおいて行なわれずとの共同声明の精神からして若干の譲歩の用意はあるが5年でのCUT OFFはどうかのめない。既にカボタジは断念したが、右は^{再交渉} ノースウエスト航空の収入の75%に当たると述べ、^米 ^議 ^会 「ス」公使よりノースウエストはこれを強く不満としているだけに~~暫定期間~~ ~~米~~ ~~議~~ ~~会~~ でロビーされることを防止し^て 存する旨と強調した。(本件はアメリカ局長と訪日中^の ^ト ^レ ^グ ^イ ^ス 次官補の間に話し合うことと

された。

6. 極東放送

大使より、同放送は日本法令に極力適合すべく努力したにも拘わらず郵政省の容れずと云ふ事なす誠^に遺憾である。御承知のとおりニクソン大統領の伯父が関係しており同大統領に懸念^{あり}を話している由だが、このこと米評会の上下両評員より連日本放送の継続要望の手紙に接している(ジョーダン上院評員の如きは返還協定署名拒否を述べられている)と強調した。

7. 党首会談等

本大臣より、27. B至28日総理、本大臣、自民党幹事長等出席の上野党党首と会談し、その意見も良く聞いて署名した旨の態勢に於る旨、また、先日上京の屋良主席は極めて満足

して帰任した旨説明した。

8. フリス対策

協議の結果「大使のバキオ米大使会議出席の留守中の進展振りにつき双方で検討の上、VOA、P-3、請求権等の残った諸問題の解決促進に努力する旨確認した。なお、次回会談は今月中にでも行なう旨の旨^を説明することとした。(上記1.2, 4(1)については伏せておくこととした)

中韓に転報した。

外務省電信案 (分類)

電信表示 (極秘・秘の朱印) 極秘
 符号表示 略 平 総第 28 175 号
 第 号 号 昭和 年 月 日 時 分 秒
 MAY 28 1955
 大至急 至急 普通 LTF 発電係 () ()

主官 米局長
 起案 昭和 46 年 5 月 28 日
 起案者 米局長 電話番号 2463

極秘
 米局長 宛
 号 宛

臨時代理大使 米局長
 総領事 代理 米局長
 大使 臨時代理大使 宛
 総領事 代理 宛

件名 部内連絡

往電米局長 才 1037号 宛
 1. 28日 骨現往電 会談 におい 米大臣
 より、同日朝の電使の連絡 (署名は
 6月15日 以降、ワシントン 東京 (12月15日 迄) 迄の意向
 1. 2 同時署名し 宇宙中継 正行 あり、甚細 4/1/10

①

②

482

(※印字内は電報係記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

協議) を承知した。右は 總理 米局長
 の 最有力 閣僚 に 依り 右と 了、いふ 米局長 一語
 に 依り 歓迎 した。米局長 の 好意 に 謝意
 を 表した。技術的 難点 を 克服 し 宇宙 時代
 に 小ま かし 署名 式 と し、決意 である こと
 日 取り は、選挙 の 投票 日 に 余り 迷 ない。
 6月17日 と する こと は 如何 である かと、右が
 交渉 の 実質 に ついて は、米局長 の 右 署名 式
 あり こと 右 (米局長 の 署名 式) 6月5日 (米局長
 の 署名 式) と し、と 述べ した。
 2. 大 米局長 (總理) 米局長 の 態度 を 謝意
 あり、署名 の 実施 済み あり、米局長 閣下
 へ 検討 中 あり、問題 ない と思ふ。交渉 の
 実質 を 米大臣 出 発 前 に ついて 了 こと 是 全
 達成 あり あり、米局長 は 困難 と思ふ

GB-3

外務省

首を述べ、署名式の効果 正等之れが 実定し
 ためにおいとも 11月に 若干 待つた内題を解決
 方針に (右がい 左方かよい) と 思う 旨 付言
 した。 (見せ) 南大臣より 右に 同意の上、 来週
 1 月 2 月 会談 したと 述べ、 大使は 自分
 も 5 月 12 日 一時 帰国 して 本国 各 方面 と 協議
 する こと、 その 前、 総理 にお目 かけ あり、
 右 方針 概 論 上 有 益 あり と 発言
 した。 南大臣は 右に 賛成 し、 来週 何れ 協議
 する こと、 右の 方針 あり、 と 述べ、 (南
 大臣は) 対 協会 協議 の 実 行
 当 分の 対 国 会 関係 正 考慮 12 月 7 日、 7
 日 せ ざる こと と 約 した。 (外部に 4)
 3. 南大臣より 17 日 早朝 7 時 向 議 事 室
 右の 方針 署名 式 進行 あり こと 12 月 総 理

と とも、 ^{72日} 話し 合、 ^左 話し 合、 ワinton 2 日 短 時
 間 あり とも = フリン 大 統領 へ ⁴ テレ ビ に
 演 説 すること 極 め て 有 益 と (出 席 12)
 あり と 述べ、 右の 方針、 大 使 は、 早速
 本国 に 取 次 け たい こと、 ~~12月12日~~
 実現 の 確 約 あり こと あり、 ~~12月12日~~
 (右の 南大臣の 技術 上の 難 点 の 側 面 に
 両 国 間 (克服 する べき) の 時 差 の 内 題 正 解決
 あり した。)
 4. 南大臣より 今後 の 自 米 関係 上 署名 式 正
 出来 る 限り ドラマ 7 日 2 日 とも 最も 時
 宜 しく 適 した こと 付 言 せ たり と 述べ、 大 使 は 全
 然 の とおり と 述べ、 (✓)
~~12月12日~~
 南 大臣 閣下 若干 の 時 差 あり こと

電報 12月
12月 15日

以上 嚴に 是使 限とせしめたり。(7月2日
知小少 12月15日 骨現 社電 幸尾 参照)

4. 協定の 結果 7月12日 12月 10日
1. 協定 内容 12月 10日 12月 10日
と 12月 10日 12月 10日 12月 10日
協定 内容 12月 10日 12月 10日
7月 12日 12月 10日 12月 10日
12月 10日 12月 10日 12月 10日

極 秘
まで
字 3 部の内
3 号

安全保障課長

アメリカ局長

参 事 官

北米第一課長

極 秘
無 限
3 部の内
1 号

沖縄返還協定の署名

昭和46. 5.28

アメリカ局北米第一課

28日午後の愛知大臣・マイヤー大使会談冒頭
における標記関係会談概要次のとおり。

- ③ 1. 28日愛知大臣・マイヤー大使会談において、
愛知大臣より、同日朝の牛場大使の連絡により、
ロジャーズ国务長官の意向（署名は6月/5日
以降、ワシントン、東京にて同時署名し、宇宙
中継を行なり。委細はパリで協議。）を承知し
た。上記は、総理及び若干の最有力閣僚に伝え
たところ、いずれも一致してこれを歓迎し、か
つ、米側の好意に謝意を示した。愛知大臣とし
ては、技術的難点を克服し宇宙時代にふさわし
い署名式としたい決意であるが、日取りは参院
選挙の投票日にあまり近過ぎない6月/7日と
することはいかがであるか。なお交渉の実質に
ついては、これまでの情性を失なりことなく、
今まで目標日としていた6月5日（かつ愛知大
臣の訪欧出発予定の前日）にイニシアルするこ

ととしたい、と述べた。

2. マイヤー大使より、日本側の態度を謝した後、
署名の実施ぶりにつき目下ワシントンで検討中
だが問題はないと思う。交渉の実質を愛知大臣
出発前につめることは全く賛成ではあるが、イ
ニシアルは困難と思う旨を述べ、署名式の効果
を考えれば、実質はつめておいてもパリで若干
残った問題を解決するようにみせておいた方が
よいと思う旨付言した。愛知大臣より、上記に
同意の上、来週/ないし2回会談したしと述べ、
マイヤー大使は自分も5日に一時帰国して本国
各方面（議会方面を含む。）と協議するが、そ
の前に総理にお目にかかりたく、上記は対議会
説得上有益なるべしと発言した。愛知大臣は上
記に賛成し、来週はじめ頃がよいのではないかと
述べた。（なお、マイヤー大使は、対議会協
議の点は当方の対国会関係を考慮して外部には
プレイ・アップせざることを約した。）
3. 愛知大臣より、/7日は早朝でも閣議を開い
たのち署名式を行なりことにつき総理ともすでに

話合つたが、ワシントンでは短時間なりともニクソン大統領が出発してテレビに映ることはきわめて有効であろうと述べたのに対し、マイヤー大使は、早速本国に取次ぐべきも、実現の確約はもとよりできない旨答えた。

愛知大臣より、今後の日米関係上署名式をできる限りドラマタイズすることは最も時宜に適していると言せるところ、マイヤー大使は全くそのとおりと述べた。(なお、愛知大臣より、克服さるべき技術上の難点の例として両国間の時差の問題を挙げておいた。)

4. 協議の結果、プレスに対しては、「OECD閣僚会議に出席するロジャーズ国務長官とパリで会いこととなつたので、その際協定内容の仕上げを行なうこととした。よつて署名日は6月15日以降に延びることとなる。」と説明することとした。

大臣 2

極 秘
まで
字部の内
3号

極 秘
無期限
10部の内
1号

沖縄返還問題

(吉野局長・スナイダー公使会談)

昭和46. 5.31

アメリカ局北米第一課

5月31日行なわれた本件会談の概要次のとおり。(当方：井川条約局長、橋米局参事官、中島条約課長、以下米北1、米保、条条事務官、先方：シュミッツ法務官、パーカー書記官同席)

1. バックナー記念碑問題

- (1) 会談に先立つて米側より提示のあつた別添愛知外務大臣の発言案/パラの suitable arrangements に関連し、当方より、かかる arrangements の内容として南方同胞援護会をして土地の買取り、維持、管理等必要な措置を行なわしめることを考慮中なる旨説明。
- (2) 当方より、X条との関連で、記念碑の所有権の所在につき確認したのに対し、スナイダー公使は、土地は勿論、記念碑自体も米国の property ではないと了解していただいて差支えなく、従つてX条との関連を考慮する要はない旨述べた。

2. P-3 問題

当方より、P-3とV O Aとをパッケージにするとのわが方案に対する米側の感觸いかんと質したのに対し、スナイダー公使は、本国より未だなんらの回答に接しおらず、いつ回答があるか予測もしえないが、本件については、本日すでに行なわれたと承知している柏木・ジュリックの話し合いの結果いかんであり、場合によってはパリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談まで持ち越しということもありうる旨述べたので、当方より、愛知大臣出発前に promising indicationをえたい旨強く述べたところ、先方は努力方約した。

3. 極東放送問題

先方より、米側は2周波割当を強く望むものであり、(1)1周波数で2カ国語による放送、(2)2周波数を認める場合、うち1波は暫定期間5年内に限り認められる、との日本側提示のオルターナティブに対する極東放送側の反応は

unhappy といふことであり、(2)は acceptable であるが、(1)は全く unacceptable であるとの感觸だつた旨披露、なお、NHKはいずれOHKの使用周波数を引継ぐことになるのであるから、その分1波を極東放送に割当てられないかと提案。当方より、OHKは現在TVのみなので、(1) NHKは新たに2波を必要とするものであり、軍の2波、特に5月中旬開始の1波の問題もあるので、これをやめれば兎も角として、郵政省の態度も固く、本件は困難な問題なる旨指摘。

4. 航空問題

(1) 先方は、5年の暫定期間終了時に協議するとのわが方案に難色を示し、米側は沖縄の路線権は無期限なものと考えるところ、日本側は5年の暫定期間終了と同時に米側の路線権を terminate させる意向にあらざるやと述べたので、当方より、現在米側企業が那覇に就航していることは事実であり、また日本側は5年後に terminate するとはいつておらぬ旨応酬。

(2) 先方は、暫定期間終了時の協議は路線権に関するものではなく、単に沖縄の路線の利益が協定路線に charge されるべきか否かに関するものであると了解してよいかと述べ、附表の注(案)として、暫定期間終了時に "if U.S. chooses to retain the rights, then discuss charges."

との趣旨を明らかにしではいか^んと述べた。

これに対し当方より、現行協定で認められる以上の権利は認められず、提案済の案文以上の譲歩は困難なる旨コメントし、先方はいずれにしても今夜にももう一度トレザイスと話してみる旨述べ、結局結論をえなかつた。

(注：この点6月1日にもランダ参事官と米側の考えをさらに打診することとしたい。)

5. 資産引継ぎ問題

当方より、X条付属のリスト^に記載されるべき property を至急に identify したい旨述べたところ、シュミッツは、明6月1日にはリスト・アップして提示しうる旨回答。

6. 防衛交渉関係

(1) 先方より、防衛問題に関する合意案には協定署名時に防衛交渉当事者間でイニシアルすることと結構だが、その際これを公表することとしたい旨述べ、当方より、本件合意案は実質的に固るのはイニシアルによるが、正式には安保協議委で採択される時であり、イニシアルの段階で公表した前例はない、本件はできるだけ confidentially に取り進めることとし、安保協議委終了後合意案の gist を公表することがしかるべき旨応答。

(2) これに対し先方は、対議会の考慮もあり、協定署名時に gist なりとも公表できないか(当方より、協定署名が6月中旬になつたので、7月早々安保協議委を開催すればその間僅か2週間なる旨指摘したのに対し、スナイダーは、自分の経験上米国においては上記にては too late なる旨反論。)、あるいはイニシアル済みの合意案を7月初めの安保協議委の席上採択されるべきものなることを明示の上公

表しえないかと述べたが、当方より、上記が困難なる所以を示し、本件については引き続き協議すべきこととなつた。

7. 復帰目標日

スナイダーより、米側としてたとえば4月1日といわれても、復帰目標日などを今考えている者は誰もいない。今後なにが起るか分らない (cannot foresee all circumstances) ので (米側の立場からいえば、7月1日というのが logical であり、特に軍関係筋には日本側でも復帰を72年7月1日と想定しているものが多い。)、現時点で上記を確定することは困難と思ひ旨述べた。

8. 外資問題に関する大臣書簡案

当方より、大臣出発前の6月5日までに本書簡の署名を了したいところであつたが、この際は協定署名時でも構わないではないかといふ²⁾が大臣の考えであるところ、米側の感觸いかんと述べたに対し、先方は、本書簡案について

は本国のクリアランスをうる必要もあるので、上記にて差支えない旨述べた。

執
無期限

May 28, 1971

Proposed statement for the record
by Foreign Minister Aichi
concerning memorials

The GOJ appreciates the emotional significance of the Buckner Memorial to The United States. Although the memorial will no longer be maintained by U.S. Forces after reversion, the GOJ intends to make suitable arrangements for its preservation and maintenance after reversion.

I understand that the American Legion Okinawa Post is caring for the Ernie Pyle Memorial. You can be assured that the GOJ will facilitate the American legion post's continuation of its arrangements.

The GOJ shares with the U.S. recognition the deep historical significance of The Naha International Cemetery in terms of U.S.-Japan relations. As you know, Naha International Cemetery has been in existence for over 100 years and the GOJ wishes to see it preserved in its traditional sense.

極 秘
まで
字3部の内
3号

極 秘
無期限
10部の内
10号

総理・マイヤー大使会談

昭和46.6.3
アメリカ局北米第一課

6月2日行なわれた本件会談の概要次のとおり。
(当方吉野アメリカ局長、赤谷大使同席、先方ウィッケル通訳官同席)

1. 総理より、これまでのマイヤー大使の返還交渉における努力を謝したのに対し、マイヤー大使は、日本側の交渉当事者と一体のチームとなつて話し合いを行なつたまでのことで、この点米側としては愛知外務大臣以下日本側交渉当事者の御努力に対し、謝意を表したいと述べた。
2. 総理より、只今陛下にお目にかかり、愛知外務大臣よりの累次の報告に基づき返還協定交渉の進捗状況につき報告申し上げたところで、自分としてもほつとしている次第である、と述べた。これに対しマイヤー大使は、今や返還協定交渉は九分どおり終つた。貴総理とニクソン大統領との会談をもつて第一段階とし、第二段階のわれわれ日米交渉当事者間の折衝を経て、次

にそれぞれの立法府による協定の支持を求めるという重要な段階にきている。最近の米側議会方面の情勢には必ずしも楽観を許さない面がでてきているので、その点につき申し上げたい、と述べた。

3. 総理は、日本の場合は野党その他の反対勢力がやかましいことをいうかもしれぬが、われわれは国会に絶対多数を占めているので、この面での心配はない、しかし米側は政府が議会の勢力に必ずしも優位を占めてはいないためあるいは種々困難があるかもしれない、最近スコット上院議員等米側議会関係者と沖縄問題について話す機会をえたが、その際の印象では、共和、民主両党とも沖縄返還を支持しているということであつたので実は楽観していたのだが、と述べた。

マイヤー大使は、自分達は今情勢が不利に変わりつつある点を懸念している (getting worried) 次第である、1年前マンフィールド、フルブライト両上院議員とも米側による返還協定の承

認については、自信を持っていたが、情勢は刻々変わりつつある。スコット上院議員は貴総理に対し、公式には御指摘のごときことをいつたかもしれないが、われわれに対してはスコット、ジャヴィッツ両上院議員とも内々 (privately) 事態を憂慮している旨述べており、実はスコット、メトカーフ両上院議員がワシントン出発前にマンフィールド議員等と、返還協定が議会の承認をえられるか否かについて慎重に検討し、大統領に対して協定の議会提出を思い止まるより助言を行なうことすら考えた経緯がある、米側における反対勢力の第1にあげられるのは軍事委員会関係議員であり、彼らはP3、VOA等の問題の取扱いについて不満をもっている、一方米国の業界、特に繊維関係業者も^(サウス) ~~サウス~~ カロライナ州選出議員を通じて、反対の声を寄せてきている、これに加えて最近米国の経済自体が順調に行っていないことからくる日本に対する不快感 (displeasure) が昂まりつつあり、これがマスコミを通じて取上げられ一層不快感

があおられている、米側政府当局者としては、これまでの交渉の結果について、それが双方に満足できるものであるとして、議会の承認をえられるようあらゆる努力を傾ける所存である、しかし仮に万一協定が議会の支持をえられないということになれば、それは第2次大戦後の日米関係における最悪の事態（ジャヴィッツ上院議員の表現によれば disaster）といえよう、かかるが故に自分はこの度帰国し、議会方面の説得に微力を費すつもりであり、またロジャーズ長官が協定調印の時期の延期を指示したのもかかるキャピトル・ヒルに対する工作の時間を稼ぐためということである、と述べた。

4. 総理より、沖縄返還に取り組む日本の姿勢は、沖縄返還により日米友好関係が一層強化されるという大前提に立つものである、返還が米側の負担を軽減するとか、日本が占領の時代から脱却するとかいつた理由だけではなく、むしろ返還によつてより新しいより緊密な関係が日米間に築かれるのでなければ意味がないのである、

この点自分（総理）は誰よりも熱心にそれを願いつつ沖縄返還問題に取り組んだわけであるが、日本国民の一部の反対があまりにも大きければ、これを思い止まつてもよいといふことすら考えた時もあった。しかし、両国の親善強化のためには、沖縄返還は是非とも実現しなくてはならぬと思つている、繊維問題等によつて交渉に困難な要素が入ってきたことはきわめて残念なことである、と述べた。さらに総理は、ケネディ政権の時は別として、ジョンソン大統領の時代から返還の機運が漸次昂まり、小笠原の返還に続いて沖縄返還へと推移した、米側共和、民主両党の支持もあつて、占領された領土が平和的な話し合いによつて返還されることとなつたが、これは大きな、かつ困難を伴う問題である、と述べた。

5. これに対しマイヤー大使は、ロジャーズ長官自ら述べているとおり、沖縄問題と繊維問題は切離して考えるべきものであることを強調したが、残念ながら議会ではこれらの問題が絡ん

でくることを回避するのは難しい (inevitable interaction) と述べたので、総理より、それはそのとおりで、沖縄返還といつても台湾、中共問題、ヴェトナム問題等が間接に関連性を有している旨述べた。

6. マイヤー大使は、~~経済~~経済問題についての日米間の摩擦の問題につき申し上げたいが、日本がどのような措置をとれば摩擦がなくなるかに関する自分なりの internal memorandum を本日森次官と昼食の際同次官に手交しておいた、これはジョンソン國務次官の指摘するところであるが、経済問題について日本は国内的配慮から、自由化等前向きの措置をとつた時にこれを地味な手がたい方法で発表している、このため米側からみれば日本が前向きの措置をとつたことも見逃されてしまい、米側としては、9月9日、10日予定の日米合同委員会が日本側によるPRのための好個の機会であると考えており、これまで日本政府がとつてきた政策の積極面をレビューし、今後の施策についてのドラマチック

な発表 (dramatic announcement on what Japan intends to do) を行なうことも一案であると考えている旨述べた。

7. これに対し総理は、その意見は結構である、確かに日本の場合外国に対して貿易、資本の自由化が遅れがちであるとの印象を与えている、端的な例はグレープ・フルーツで、自由化が遅れがちであることが、日本側に自由化の意思なしと受けとられている面もあると述べたところ、マイヤー大使は、自分の述べた構想についてはなんら訓令に接しているわけではなく、大使館内部で考えたサジェスションにすぎないものであるが、先般フィリピンで行なわれたアジア地域大使会議では、日本の援助の実績が評価された、繊維問題については、ケネディ特使が近く来日の際話合ふことでもあり、本日はこれ以上この問題には立入らないことといたしたいが、ここで円切上げの問題についていえば、これは米側からいい出す考えはない旨述べた。よつて総理より、沖縄の住民は返還まで円の切上げを

行なわないより強く要望しており、日本政府としても今すぐ円切上げを行なうことはせず、それと同様の効果を買易、資本の自由化等によつてプレイアップして行くのがよいと考えている、しかし、鳴物入りで宣伝した上で約束を果せなくなるのが最も好ましからざるところであるので、日本政府の責任者達に対してはこの点を強く指示している次第である、約束を果せなかつたものの一例が韓国であるといえるかもしれない、日本の業界は自主規制を約束したが、これはミルズ議員の構想であつた、自主規制措置は7月1日から実施されるところ、業界は韓国、台湾、香港等が日本に同調してくれることを望んでいるが、政府としては上記3国の今後の動きがどうあろうと約束を果すべきであると考えている点を強調したい、日本政府は約束が守られない場合にのみ介入 (intervene) できるのであつて、忠実に履行がなされて行く場合には介入の余地はない、いずれケネディ特使がこられることでもあるし、その際よく話をするつもりであると述べた。

8. 総理より、愛知外務大臣とロジャーズ國務長官の会談がパリで行なわれる予定のところ、その際には中国問題等について十分話合つてもらいたいと思うので、貴大使帰国の際その旨ロジャーズ長官に伝達されたいと要請、マイヤー大使は、ロジャーズ長官はすでに欧州に出発した後であるが、今の御趣旨を伝達する方法があるので、しかるべく処理する旨約した。

極 秘
無 期 限
号 部 の 内
3

極 秘
無 期 限
号 部 の 内
7

沖縄返還問題

(愛知大臣・マイヤー大使会談)

昭和46.6.2

アメリカ局北米第一課

2日午後行なわれた愛知大臣・マイヤー大使会談概要次のとおり。(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使ほか同席)

1. 上院対策

⑦
マイヤー大使より、最近来日のスコット上院議員から聞いたが、若干の議員が返還協定が否決されては困るので、上院に提出しないよう大統領に進言しようとしている由であり、自分としても憂慮している。ただし、沖縄と経済問題は絡ませたくないとの趣きを述べたので、愛知大臣よりも、上記議員の進言云々は初耳であるが、自分も上院通過を決して樂觀視してはいないと述べた。(なお、マイヤー大使より、本2日夕刻総理大臣訪問の際上記につき申し上げるべき旨付言した。)

2. 実質問題

(1) 愛知大臣より、P-3についてはただ今大

蔵省から連絡があり、ジャーリック特別補佐官が台北から柏木氏に電話で、ケネディ大使はP-3を追加費用要求をやめてそのまま移転させるとの考えをACCEPTするに至つた趣なので、これにて320、P-3、請求樹、第8項及びVOAについて全部実質的合意をみたというべく、これらの点につき確認を乞ふと述べた。

(2) マイヤー大使より、320、VOA、第8項についてはそのとおり確認した後、請求樹については、日本案が妥当なる旨何度もワシントンに申し送つている(たとえば、先日アーヴィン國務次官、グリーン次官補日本通過の際もこの点を強く具申した。)が、ワシントンでは下院の本件に関する実力者を説得する要ありとして未だ回答をよこしていないと述べた。上記に対し愛知大臣より、折角1つのパッケージとして解決を計つてきたのであるから、是非日本案どおりにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使は、よく理解して

いるので極力努力を続けるべき旨を明らかにした。

- (3) マイヤー大使より、P-3については初耳だが、本当であればまことに喜ばしいことである。ここだけの話だがジョンソン國務次官はこの点きわめて熱心に日本のために動き、軍部説得に大きな役割を果たしている。財政面についても同じように努力しているのではないかと思うと述べた。

3. 残された諸問題

- (1) 愛知大臣より、パリでのロジャーズ國務長官との会談では協定の署名をドラマタイズするとの協議に集中したく、難しい問題は是非その前に片付けたいと述べた上、協定自体に係る問題はほぼ結着したとみてよいかと質問、第Y条の PAYMENT SCHEDULE (条約局長より、本日中に日本案を提示の予定)、その他若干の細かな問題以外はしかり、ということであった。

- (2) 協定そのものの以外の点については、マイヤ

ー大使より、FEBO、航空及び弁護士(2、3の者が自分に加えられることを強く要求しており、トラブルを起しては困るのでなんとか解決したいと考えている。)の諸問題ありと指摘、愛知大臣、マイヤー大使とも、これらすべてを片付けるべく来たる4日マイヤー大使の一時帰国出発前に再び愛知大臣・マイヤー大使間で会談することに一致した。

4. 署名式

愛知大臣より、なんらかの形でニクソン大統領が署名式のテレビに出られることを是非望む旨述べたところ、マイヤー大使はただ今國務省でこの点につき努力中なる旨答えた。

5. プレス対策

双方協議の結果、(1)マイヤー大使より、一時帰国の上ワシントンの各方面(議会を含む)と協議することを伝えた。(2)協定作成については、(外部との関係では)パリで継続討論されることとなっている項目(VOA、請求権、P-3等)以外は進展をみせた。(3)署名の日取りはパリで

愛知大臣とロジャーズ長官との間で決定されると説明することとした。

大 政務次官

事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房

沖 總 返 港 交 渉 概 要
(その11)
(46.5.31~6.5)

極 秘
無 期 限
10 部 の 号
極 秘
無 期 限
写 字 部 の 内 号

昭和46. 6. 7
アメリカ局北米第一課長

1. 全 般

6月2日及び4日の両日愛知大臣・マイヤー大使会談が行なわれ、請求権、協定署名日時、協定発効目標日等を除き、協定関連事項につき、ほぼ実質的合意に達した。(上記3点については、9日パリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談の際討議される見込み。)また5月31日、6月5日に吉野、井川・スナイダー会談が行なわれた。なお、マイヤー大使は4日協議のため一時帰国(上記に先立ち2日総理・マイヤー大使会談が行なわれた。)。愛知大臣は5日パリに向け出発。

2. 項目別状況

A 協定関連事項

(1) 施設・区域

P3については、6月4日愛知大臣・マイヤー大使会談、及びその後の対米折衝を通じ、復帰前の移転につき合意が成立した。

A、B、Oリストにつき作業継続中。

(2) 請求権

米側内部において協定案第4条3項につき最終検討中。(9日パリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談に持ち込まれる見通し。)

(3) 裁判引継ぎ、財政事項

細部事項につき対米折衝中。

(4) 協定署名日、協定発効日

署名日につき、わが方は17日を提案、米側は17日に反対はなきも、議会工作との関連で21日にはじま³週の方が安全であると述べている(5日牛場大使・ジョンソン国務次官会談)が、9日予定の愛知大臣・ロジャーズ長官会談で決定されることとなる。

発効目標日についても、同会談で討議の見込み。

B 協定外事項関係

(1) 地位協定適用関係

6月5日ATCにつきSTG段階交渉終了。上記をもつて本件については、STGレベルの交渉を了し、外交レベルでの討議に移行した。

(2) 極東放送問題

極東放送に対し、2周波数(日本語放送用及び英語放送用)を認める、ただし、うち1波(英語放送用)は暫定期間5年内に限り認められる、とのラインで対内調整を6日滞欧の愛知・井出両大臣間の合意を含め了し、最終的に対米折衝中。

(3) 防衛交渉

5日吉野、井川・スナイダー会談で、6月29日安保協議委を開催する点につき双方の見解は一致したが、防衛に関する取決

め自体について米側は両防衛当局代表による合意のみでなく、より高いレベルにおけるなんらかの ENDORSEMENT^Nが必要であるとしており、この点をめぐりなお折衝中である。

分(1)の(1)の(1)

極秘 無期限 写し部の内
号

大臣
事務次官
外務審議官
5/12 法中

条約局長
条約課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長
安全保障課長

吉野、STS-1 合談
(那覇空港 P3 及び VOA)

46. 5. 1
米北 /

⑨ 5A10、STS-1 合談と本件につき非合談
(吉野 P440 向表か)

に合談せるとは、要旨の通り。

1. 「ス」より、それぞれ比較的小さい問題は残るが、大まかな問題は残る。これは、VOA と P3 の移転問題であり、これは自分として一応予期していたと見られるが、協定交渉促進の見地から早急に及んで process していく必要がある、P3 の問題

11/27 日本側が強く償が移転
を要求していることは本国政府に伝えているが、
(現在) 回答する状況であるが、
これについては楽観を許すことは度々
説明しているところである。VOA については
累次の説明であり米側は無期限
(indefinite) の存続を主張しており、
米側から二ヶ条について何らかの提案は
出している立場にある。説明しているのは、
返還後 10 年間の存続が米側の立場であるが、
11/27 にせよ、二ヶ条については
自分の方から提案をされているが、日本側
からの非合談、プライベートな考の方
よりとも知らせる欲しいと述べた。

2. ニルニシテ、吾野局長ヨリ、ホカ方立候
 一ハ 郵承知ノトナリ、返還日ヲ期シテ
 VOA 活動ノ停止ニナリ、之以外ノ
 立候ハナク、又ニ之ニ付テハ、総理ヲ
 一ハシメ 関係大臣及カ 国会方面、
 新聞世論等ヲ蒙テ VOA 存続日
 認めシテ之ヲ立候日トシテ 郵承知ノ
 一トナリテナリカ、今更ニ之ヲ深クシテ
 問題ノ解決促進ニ付テハ 本日は
 自分(吾野)限リノ責任ニ付テハ 一ツノ方
 一ヲ示唆改シテ、ニルニ付テハ 大臣日 勿論、
 米政府向テモ 一トシテ 協議シテモ 一ハナ
 一、之ノ意味ニ付テハ 何シ official
 sanction 付テハ 一トシテ 郵承知ノ上

貴方ノ reaction ヲ之トシ、之ノ第117
 一ハ 之刻ノベテトナリ、返還日ト同時ニ VOA 一
 一活動ヲ停止スルニ付テハ 原則トナリカ、
 一過渡期ノ 暫定期間ヲ認めテ之トシ
 一之ノ後ハ cut off 工ナリトシテ 一ハナリ
 一書クニ付テハ 主張スルニ付テハ、米側ニ
 一之ノ感觸モ考慮シ、以下ノ二条ヲ
 一参考トシテ 作成シテ之トシ 一ハナリ
 一ペーパーヲ提示シテ。
 3. 「ス」ハ 一読ノ後、1953年2月代
 一ノ意見、スチーソン建設ノ 一ハナリ
 一(ニルニ付テハ、当方ヨリ、ホカ一國ノ 一ハナリ
 一同様ノ施設ハ 2年内ニ 一ハナリ
 一之ノ一ハナリ 一ハナリノ意見ニ付テハ 一ハナリ

1. 「2」は、7176000211 5年以上
 2. 「2」は、7176000211 5年以上
 3. 「2」は、7176000211 5年以上
 4. 「2」は、7176000211 5年以上
 5. 「2」は、7176000211 5年以上
 6. 「2」は、7176000211 5年以上
 7. 「2」は、7176000211 5年以上
 8. 「2」は、7176000211 5年以上
 9. 「2」は、7176000211 5年以上
 10. 「2」は、7176000211 5年以上
 11. 「2」は、7176000211 5年以上
 12. 「2」は、7176000211 5年以上
 13. 「2」は、7176000211 5年以上
 14. 「2」は、7176000211 5年以上
 15. 「2」は、7176000211 5年以上
 16. 「2」は、7176000211 5年以上
 17. 「2」は、7176000211 5年以上
 18. 「2」は、7176000211 5年以上
 19. 「2」は、7176000211 5年以上
 20. 「2」は、7176000211 5年以上

及、従業員の住居を含む)の費用を全額
 負担し(4)と assume し(1)と、又
 4. 2.4に及し、吾野局長より、別添葉に
 (2)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (3)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (4)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (5)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (6)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (7)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (8)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (9)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (10)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (11)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (12)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (13)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (14)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (15)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (16)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (17)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (18)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (19)に及し、吾野局長より、別添葉に
 (20)に及し、吾野局長より、別添葉に

建設につき返還前から手当を考へてお
 へたと指摘したところ、「ス」は興奮の
 面持ち、今からこのお金の費用を米議会
 に請求してほしいと思われ、代議院内には
 スコット (ポンツェルグアニア)、スミス (ニ
 ュー
 4-2)
 ジャー) 等の VOA の協力者支持者が
 あり、又 シェークスピア (USIA 長官) が
 ニコソン大統領に近しいことを御承知の
 とあり、彼等が動員出来れば沖繩
 返還決定の議会審議に極めて難航
 する、先日も帰国の際、4-2 議員より
 VOA はどうなったかと訊かれた経緯あり、
 もしこのお金の実情を話せば事態が
 悪化する恐れを見せしめられたので、

自合 (「ス」) から VOA の問題について
 中心として欲しいと述べ、彼等が動員
 出来るを制止して次中であると述べた。
 5. 吉野局長より、日本側が必要経費を
 負担するに同意、夢想 T にはいいらしい。
 又及にこのお金の事態に当たっては
 大蔵省及び国会に対しどう説明するか
 極めて困難なことに付、一歩譲って
 借入金を支払うにしても、それは米側から
 返還と同時に沖繩に於ける VOA の活動
 を停止する場合には限るといふことになり
 (できよう)
 と述べたところ、「ス」は代替施設が
 operato 可能に付、沖繩 VOA の
 活動を停止するに同意、
 (たゞ、少くとも
 活動力を停止するに同意、
 外務省
 方針あり)

そのように設備を整う事は、迅速と

同時の移転は考えられることである、11月4日にセオ、貴方の第1案、第2案につき、

考慮を約束するカリフォルニア、11月10日スタートとして貴方案に第1案を~~追加する~~（のほかに -BTS）

その他「代替施設が出来ればVQAの活動を継続する。代替に要する経費

（第3案）は全額日本負担である、との趣旨を貴方の討議案として加えていかないと

べた。

6. 二案に対し、吉野局長より、11月4日にセオ（二案は）（一案は）の自分個人が討議があるから第1案も考慮して差し支えない、右に拘連し、支払は

通論の二と、全額を意味する一方立場を

~~貴方の立場を~~

コミットする事については（級: 二の515）

（案）
 ①をオフィシャルに示す際は大蔵省主計局と前以て打合の事がある。（附言）

②③、④とも同意し、今の段階で他省をイザカルとするのは早すぎる（付言）

（と2113）
 ①②③）施設建設経費は④⑤位かと
 ①②③、④は自分と⑤も見当

7000万、2000~2500万ドル位かと思われる（日本側）

米側の specification とあり（米側）
 建設の用意があるならば、日本のメーカーに請負合意を考慮して⑤も日本に recommend する用意があると

（と2113）
 ④⑤）

（ボバ）

7. ニキに於て、吉野局長より、日本側から
 製作及び工事等を引き受けた場合には多少
 経費を負担することになり及ぼさるゝ
 かとしらたか、根本的にはそのよう
 オフアは不感省に如何に attractive
 2-7-11 ことと指摘した。
 8 「ス」は、再下で米側の立場は暫定期間
 12月まで10年、移転経費は全額
 日本側負担（新設建設費も含むか、
 米国の土地の取得に要する費用乃至
 地代等は含む）とすべきであり、
 当~~方~~ 米側は其の意味が米側を含む、
 本国政府に取り懸念に値しらたか、
 考へ方と12月一応~~本~~^早本国に報告

し不感しと述べた。
 9. 吉野局長より、仮に暫定期間のVOAの
 存続を認めるとして嘉手納基地内の
 VOA職員の宿舎等は基地から出さるゝ
 か、最悪の場合にはその部分をドーナツ
 型に基地から分離するかしらけらるゝ
 ことと考へる旨述べたこと、
 「ス」は、
 12月12日米側も亦意見を述べたこと考へ
 たり、未だに嘉手納基地から分離
 目下
 することと研究中であり（土壌の所有者等
 につき確認中）、
 領域に出入り出来るから、基地を通る2-4-a
 の corridor は必要らしいと思ふ
 述べた。

10. 万が一「ス」は暫定期間 operate する

場合は 日米両国で 二か月に一回 総一 lateral の協定を経て、職員の状態 等々 協定に基づいて規定してゆくこと

万が一の場合には 日本政府として 10月放送から 日本政府の 政策に 背馳しないように 万が一の場合には 万が一の場合には

編成については general review を 行なうこと 意見も あり 万が一の場合には

日本政府から UOA の operation に ~~参加~~ 後に 参加した 体制 等々 と なること

政治的に 如何かと 示す 万が一の場合には

二か月に一回 部内 2 及び 2 論もあり

万が一、11月 4 日に 二か月に一回 2 日 根本から 決つた 万が一の 話 万が一の 話

12 月 1 日

引三

I

The U.S. will be permitted to operate the VOA for a period of 3 years after the reversion. Within the above period, both Governments ^{shall} consult with each other for the purpose of reviewing the desirability of continued operation of the VOA.

feasibility

II

Within a period of one year after coming into force of this agreement, both Governments ^{shall} consult with each other for the purpose of reviewing the ^{farther} operation of the VOA. If there is no agreement reached regarding the continued operation of the VOA, the U.S. Government will cease to operate the VOA, as soon as a substitute station is established outside the territories of Japan. Such cessation of the VOA operation shall take place not later than three years after the effective date of this agreement.

the U.S. Government will cease to operate the VOA, as soon as a substitute station is established outside the territories of Japan. Such cessation of the VOA operation shall take place not later than three years after the effective date of this agreement.

III

Pay the cost as soon as substitute station is established
\$17-20-25 mil
U.S. specifications

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 極秘

密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符表示 暗 略 平	※ 総第 00-208
密表示 (極秘・秘の朱印) 大至急	※ 第 553 号	※ 昭和 年 月 日 時
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 JUN 9 0 1 0

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 S. H. 米力局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年6月8日 起案者 電話番号
---	-----------------------------------	--

協議先
P 条約局長
条約課長 P 米保長

在 込 大使 臨時代理大使 代理
総領事 代理 あて 外務 大臣 発
電 報 在 米 牛 場 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 沖繩返還交渉 (P3 移駐)

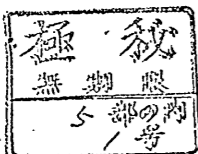
結 電 552 号 別 電 1.

250
字 済

※ 国内は電信証記入

(昭和四二七一改正)

GB-1



糸糸

追加 3-3

~~CONFIDENTIAL-DRAFT~~

~~June 7, 1971~~

SNEIDER-YOSHINO ARRANGEMENT REGARDING NAHA AIRPORT

~~I. SNEIDER LETTER~~

Dear Mr. Yoshino:

With reference to the agreement of the United States to remove the remaining military aircraft from Naha Air Base by the date of reversion of Okinawa to Japan and the consequent listing of Naha Air Base on "List C" containing the installations and sites which the Government of the United States intends to release upon or before reversion, the understanding of the Government of the United States is as follows:

The U.S. requires time to permit completion of arrangements so that the military aircraft now at Naha Air Base can be transferred elsewhere. Despite the fact that both Governments will make the utmost efforts to complete such arrangements before Reversion date, there is a possibility that arrangements cannot be completed by then. If said arrangements in fact are not complete by Reversion date, it may be necessary for military aircraft now using Naha Air Base to continue using that installation; and, if necessary, the two Governments will take action pursuant to the SOFA to allow such continued use.

~~CONFIDENTIAL~~

I would appreciate your letter in reply confirming that these understandings are also the understandings of the Government of Japan.

Yours truly,

Richard L. Snieder

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) **極秘**

電信局長 代 氏	降格表示(極秘・秘の朱印) 極秘	符の表示 (暗) 略 平 ※ 総第 03 20 部の専 号 3号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 第 556 号 ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 JUN 8 0101 電信係
大急		(大至急・至急・普通・LTF)	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 北米アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米1 起案 昭和46年6月8日 起案者 電話番号 藤原 9264	
協議先 条約局長 条約課長			
在 任 大使 臨時代理大使 総領事 代理			
電報 在 米牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理			
件名 沖縄返還交渉(P3移駐) 経電不552号別覆2			

(昭和四三七一改正) GB-1

字
済

極秘
無期限
10 部の内
7 号

1971.6.8

Confidential

Dear Mr. Snider:

I would like to acknowledge receipt of your letter dated -----, and would like to confirm that the understandings of the Government of the United States contained therein are also the understandings of the Government of Japan.

~~In this connection, I would like also to state that the Government of Japan has already informed the Government of the United States of its intention to take measures necessary to achieve before reversion day the construction of the hangers and other installations, excluding the housing for the personnel concerned, in Kadena Airport to enable the complete withdrawal of the P-35 from Naha Airport to Kadena Airport by that time. I should like to add that the Government of the United States is requested to extend its full cooperation to the Government of Japan as such cooperation is indispensable for the earliest possible completion before reversion day of the said construction. It is the conviction of the Government of Japan that with such cooperation the early completion of the said construction will not necessitate the continued use by the United States Government of the Naha Airport after reversion.~~

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 極秘 機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 略 平 総第 05 182 号 第 570 号 昭和 46 年 JUN 5 19 時 9 分 大至急 (至急) 普通・LTF 発電係		
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長 条約局長 } 2b Bn 2C の指海は 条約課長 } 理解しきれない。 法規課長 } 安全保障課長	主管局部長 (室) 名 アメリカ局長 昭和 46 年 6 月 5 日 提案者 電話番号 米北長 2965 (00 藤)
大使 在 OECD 鶴見 総領事 米牛場 在 仙中山 幹事 沖繩高瀬	臨時代理大使 代理 大使 臨時代理大使 代理	大臣 発 あて 外務省 大臣 発 あて
沖繩返還問題 (吉野・スナイダー会談) (限定配布) 愛知大臣にお伝え願いたい。 5日吉野・井リ・スナイダー会談中主要事項 次々とあり。 1. FEBC と他電波関係		

漢字
869

電信課長
電報スミ
昭和四三七一改正

(1) 当方より、愛知大臣・井出大臣と再度協議
 した結果であるとして、2周波 (1周波は日
 本語放送、1周波は英語放送) と認めると
 英語放送用周波数については暫定的に3年
 間に限り認可し、更に申請があれば2年間に
 つき SYMPATHETIC CONSIDERATION
 を払う。右に示すのは立法措置がとられること
 を条件とするもの案を提示。米側より、
 英語用周波数が暫定的に認められるにすぎ
 ない点について本国政府が如何なる反応
 を示すか不明な事も、右案にて請訓する事と
 して、右が了承されればこれを企業に関する
 トーキング・ポイントに掲載する事としたい旨
 述べた。(電波監理局長同席)

3
26

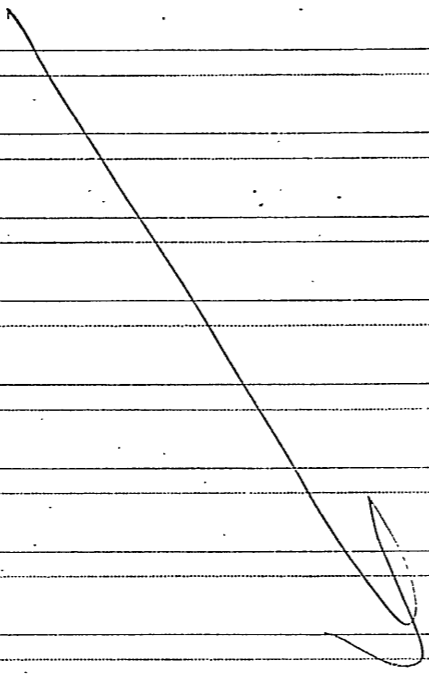
以下を述べた。しかしながら同席の
 藤木電波監理局長の實際
 向いては3年以内の審査は委員会
 により行われることになり政府はこれ
 コレト12-1-17のモリスと認め
 内 状況にありの如く、この理行政
 在在の在在改訂の如く有効
 在在の在在、従って英語放送
 によりは五年間暫定的に認め
 ることにより特別措置法を制定する以外
 に道がある。この特別措置法を
 改訂局その他に認め ^{（在在）}
 するため、日米間で「文書に列 ^{（在在）}
~~（在在）~~ ^{（在在）}
~~（在在）~~ ^{（在在）}
 海 ~~（在在）~~ ^{（在在）} と述べた。よって

4
2C

以下が案のなつた11日 ~~（在在）~~ ^{（在在）}
 11-17 ^{（在在）} ~~（在在）~~ (1) FEBC
~~（在在）~~ ^{（在在）} ~~（在在）~~ ^{（在在）}
 のため一 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 波を ~~（在在）~~ ^{（在在）} 保存 ~~（在在）~~ ^{（在在）} の (1)
 (3) ~~（在在）~~ ^{（在在）} の ~~（在在）~~ ^{（在在）} 英語放送
 のため5年間に限り一 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 波を
 保存 ~~（在在）~~ ^{（在在）} のことにより ~~（在在）~~ ^{（在在）} 英語放送
 要のありと11-2 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 日米双方合
 意し、その ~~（在在）~~ ^{（在在）} 文書 ~~（在在）~~ ^{（在在）} の ~~（在在）~~ ^{（在在）} 更に ~~（在在）~~ ^{（在在）} つめ
 にと ~~（在在）~~ ^{（在在）} なつた。
 (1) ^{（在在）} ~~（在在）~~ ^{（在在）} 無線 ~~（在在）~~ ^{（在在）} により ~~（在在）~~ ^{（在在）} 本土
 における ~~（在在）~~ ^{（在在）} 戦後の ~~（在在）~~ ^{（在在）} 例 ~~（在在）~~ ^{（在在）} による
 区 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 是 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 故 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 二年 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 基地 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 外の ~~（在在）~~ ^{（在在）} 操作 ~~（在在）~~ ^{（在在）} も
 許可 ~~（在在）~~ ^{（在在）} すること ~~（在在）~~ ^{（在在）} 合意 ~~（在在）~~ ^{（在在）} した。
 (1) ~~（在在）~~ ^{（在在）} 米 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 字 ~~（在在）~~ ^{（在在）} の ~~（在在）~~ ^{（在在）} 最近 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 新 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 設 ~~（在在）~~ ^{（在在）} 備 ~~（在在）~~ ^{（在在）}

5-
2D

したラゲオ放送中=波にこのは
ゆの方か=の禁止を求めると
3、先方はもう一か再考のた
固は方面を説得の旨を答
した。



6-
3

2. 防衛に關する取決め

(1) 「ス」公使より、29日に安保協議委を
詢確するとの事と、本件取決めに上院
議員等に SELL すべきと思ふが、そのため
には新聞発表等のアナウンスメントのみ
ならず、何らかのフォーミュラー、たとひ
安全の保証を、MSD-大法向の善悪交換、
の必要あり、文言として " S.C.C.
APPROVED THE ARRANGEMENTS
CONCERNING THE TRANSFER OF
DEFENSE RESPONSIBILITY AS
EMBODIED IN KUBO-CURTIS
AGREEMENT. " と云った表現が考
えらるゝと述べた。

(2) 二かに及ぶし、公使より、安保協議委に

7
4

2.11.17 本件取決を承認 (210 採択)

す (取決の内容は公表工ル) のであり、
米側の要するものは、
大臣、大使 への署名が必要なるべし、
しか米側からフォーマリティーを頂く望みのこと
それには、「6月29日の安全保障協議委員
の米西国防省担当者間の討議の結果を
承認 (210 採択) する」との趣旨を前文
として付け加之、その AUTHORITY の下に
米海軍防務局長、カーチス中将のサインを
了すとこの手続が十分であると述べた。
結局今後上記西米にこそ事務レベルで
至急検討を促さるべきこととなった。

8
5

3. P-3

「ス」公使より、昨日条約局長より移転費
の早期支出についてのお話は早速ワシントン
に電話において ^{三ツ内とす} 何とかなると思う。但し、
台風等予見し得ざる事由で工事が間に合わ
なかつた場合は、暫定的に那覇空港をA
リストに物すこととしたく、この点たとえば
書簡の交換 (非公表) 等何らかの CAVEAT
が必要である、と述べた。当方より米海軍
当局が工事促進に協力してもらえるか否かに
よることであると指摘したところ、先方は ^教 技術的
に工事計画明細を早期に確定することは
困難であり、且つ、復帰の日も決た訳では
ないからとして上記の如き文書を是非必要と
する旨述べ、結局文言につき双方で更に検討する

9
6

こととした。

4. 請求権

当方より、日本側は外務・大蔵両省とも非常に立場が^ハっきりしている旨述べたところ、「ス」公使は、本国において種々努力中であり愛知・ロジャーズ会談以前に国務長官に結果を報告する手筈となっている。なお、国務省の法律専門家^{12-2117 教員}は、財源の APPROPRIATION の過程を避けることと可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

米、仏に転電し、沖縄に転報した。

極 秘	極 秘
無 期 限	無 期 限
写3部の内 3号	10部の内 8号

沖縄返還問題
(吉野、井川・スナイダー会談概要)
昭和46.6.4
アメリカ局北米第一課

6月5日朝行なわれた会談概要次のとおり。

(当方：吉野アメリカ局長、井川条約局長、橋本参事官、千葉北米第一課長、宮川安保課長、中島条約課長
先方：シャーマン参事官、シュミッツ法務官ほか同席)

(※5日OEBODにて電報せる事項)

1. FEBBOその他電波関係※

(1) わが方より、愛知大臣、井出大臣と再度協議した結果であるとして、2周波(1波は日本語放送、1波は英語放送)を認めるが、英語放送用周波数については暫定的に3年間に限り認可し、さらに更新の申請があれば、日本語の方は更新を許可し、英語の方は2年間につき SYMPATHETIC CONSIDERATION を払う(実際には認める)との案を提示した。これに対し米側より、英語用周波数が暫定的に認められるにすぎない点について本國政府がいかなる反応を示すか不明なるも、上記案にて請

1191

調してみると述べた。しかしながら、同席の藤本電波監理局長より、実際問題として3年後の審査は委員会により行なわれることとなり、政府はこれをコントロールできない状況にあるので、むしろ現行法を本件のため改訂するより有効な手がなく、従つて英語放送については5年間暫定的に認めるといふ特別措置法を制定する以外に道がない。この特別措置法の立案趣旨を法制局その他に説明するための便宜として、日米間で文書により5年の期間を明らかにする必要があると述べた。よつて目下懸案になつている愛知大臣・マイヤー大使書簡において、(イ) F M B O は日本語放送のため引続きノ波を保有する、(ロ) そのほか英語放送のため5年間に限りもうノ波を与えられるという趣旨を纏う必要があるといふことで、日米双方合意し、その文案についてさらにつめることとなつた。

(2) 軍用補助アマチュア無線については、本土における終戦後の例にならい、返還後2年間基地外の操作も許可することに合意した。

(2) 米軍が沖縄において最近新設したラジオ放送第2波については、わが方がこの廃止を求めたところ、先方はもう一度再考するより関係方面を説得する旨応答した。

2. 防衛に関する取決め※

(1) スナイダー公使より、29日に安保協議委を開催するといふことで、本件取決めを上院議員等に SELL できると思ふが、そのためには新聞発表等のアナウンスメントのみならず、なんらかのフォーマリティー、たとえば愛知外務大臣、マイヤー大使間の書簡交換が必要であり、文書としては "U.S.C. APPROVED THE ARRANGEMENTS CONCERNING THE TRANSFER OF DEFENSE RESPONSIBILITIES AS EMBODIED IN KUBO-CURTIS AGREEMENT" といつた表現が考えられると述べた。

(2) これに対しわが方より、安保協議委においては本件取決めを承認(または採択)する(取決めの内容は公表される)のであり、米側の要求するよりな大臣・大使レベルの署名は

必要をかるべし、しかし米側がフォーマリテ
ィーを強く望むのであれば、「6月29日の
安保協議委員日米両国防衛当局者間の討議の
結果を承認（または採択）する。」との趣旨
を取決めの前文として付け加え、その AUTHOR
ITY の下に久保訪衛局長、カーチス中將がサ
インを了するといふ手説で十分である旨述べ
た。結局今後上記両案につき事務レベルで至
急検討を進めることとなつた。

3. 航空

スナイダー公使より、本國の訓令模刻、コン
チネンタルに関する O A B 決定が送れている（
ただし、署名に^W合^Wりと思ふ）ので表現振りに
問題あり、違つて事務当局同志に協議せし^Wめ
し、と述べた。

（注：後刻ランデ参事官より北米一線担当官に
対し、上記訓令は大使館としても不適当と
思ひ、目下本國に強く押し返している旨連
絡があつた。）

4. 國連軍施設・区域

スナイダー公使より、在沖米軍施設の若干(4)
を復帰後國連軍協定により、國連軍施設として
DESIGNATE しようとの点を確認したしと述べた。
当方より、まず米軍施設・区域が確定すること
が先決であり、従つて(1)返還協定署名後に、(2)
使用の具体的目的につき説明を受ける等協議を
行なつた上、(3)復帰日以降國連軍協定合同費で
FORMALIZE^Zすべきものである旨指囑。先方は従
来本土において行なつてきたと同様にして延滞
することとしたしと述べ、本件については今後
引續き検討することとした。

5. 外資系企業

スナイダー公使より、若干の問題につき違つ
て事務当局同志で協議せしめたと述べた。

（注：後刻ダットン書記官より、保険代理店セー
ガー及びヘンドリックス弁護士の取扱いにつ
いて要望あり、当方より、セーガーの件につ
いては米局長より大藏省保険部長に検討方申
入れずみ、弁護士については、法務省として

はヘンドリックスが^続繼續して弁護士業務に従事していることを自ら証明すれば、問題は解決するとの立場であると述べた。

6. UNITED SEAMANS SERVICE CENTER (USS)

スナイダー公使は米本国から USS をリスト A に "NON-APPROPRIATED FUND ACTIVITIES"

を行なり米軍機関（すなわち、地位協定 / 5 条機関）への改組を条件とする旨の ANNOTATION を付して、記載すべしとの強い訓令に接している（米側は本団体をニューヨークの USS（親たる公益法人）から切離し、利用者も地位協定の規定に適合するようしぼるとの意向）として配慮方要請。当方より、現在軍関係の機関でないものを施設・区域のリスト A に記載することは困難であるが、米側のたつての望みであれば、「復帰日前までに地位協定の定める要件を充足する機関となるよう必要な改組を行なりことを条件として、A リストへの記載を認める。」旨をトーキング・ペーパー等で確認する、あるいは A リストに同題旨の REMARKS を付することが必要なる旨述べた。

7. バックナー記念碑

当方の質問に対し、スナイダー公使より、昨日の事務レベル連絡をもつて日本側から承ることはすべて終り、自分の方からも在沖米側に対し、日本側の手配完了まで KEEP QUIET するよう要請した、と述べた。

8. P-3 系

スナイダー公使より、昨日条約局長より移転費の早期支出についてのお話は早速ワシントンに電話しておいたが、この問題はなんとかなると思う。ただし、台風等予見しえざる事由で工事が~~開~~合わなくなつた場合は、暫定的に那覇空港を A リストに移すこととしたく、この点たとえば番筒の交換（非公表）等なんらかの OAVMAT が必要である、と述べた。当方より、米海軍当局が工事促進に協力してもらえるか否かにもよることであると指摘したところ、先方は技術的に工事計画明細を早期に確定することは困難であり、かつ、復帰の日も決つたわけではなからとして、上記のごとき文書を是非必要とする

旨述べ、結局文書につき双方でさらに検討することとした。

9. 請求権案

わが方より、日本側は外務、大蔵両省とも非常に立場がはつきりしている旨述べたところ、スナイダー公使は、本国において種々努力中であり、愛知大臣・ロジャーズ長官会談以前に國務長官に結果を報告する手筈となつている。なお、國務省の法律専門家は、財源について国会の APPROPRIATION の過程を避けることを可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

10. FBIS

吉野局長より、FBISについては復帰までに軍の運営にかかるものとなつていることが必要なる旨指摘、スナイダー公使は、目下必要なペーパーワークを行ないあり、近く完了の予定であるが、北海道千歳のFBISと同様のものとするれば、問題なかるべし（その場合、現行の在沖米軍基地の表示もそれに合わせて変更する。）と述べた。

11. 合同委員会で決定すべき事項

当方質問に答えスナイダー公使より、協定署名後できる限り早い時期に協議、確定したいと述べた。

12. 与儀POLタンクの返還

スナイダー公使より、本件につきまだ本国より最終調令がきていないが、BSSOの新艦竣工完了の上与儀を返還する予定のところ、BSSOの工事が復帰日までに完成しない場合は、これをカバーするなんらかの文書が必要であらう、と述べた。アメリカ局長より、与儀は激少ない目玉商品の1つであり、わが方がこれが復帰時において返還されることを強く望んでいる点を米側として常にKEEP IN MINDしてほしいと強調した。

秘 録
無 期 限
外 務 省
内 務 省

秘 録
無 期 限
外 務 省
内 務 省

大臣
事務次官
外務審議官
外務審議官
条約局長
アフリカ局長

愛知大臣、スタグ-臨時SV理
大使合談

46. 6. 16

米局長

6月16日 スタグ-臨時SV理大使より、

ロジャース國務長官の特別の指示により
愛知大臣に未送之した米方との要請

に基づき行われた本合談の概容
次のとおり。(アフリカ局長同席)

1. スタグ-トリ、(ハリに於ける合談の際)

ロジャース長官は貴大臣が沖縄復帰

の日取に於て沖縄住民(4月)の

GA-5

外務省

強く
望んでいいることを銘記に欲しいと

言われた夫をよく承知しており、右につき
帰国後各方面と対して結果として
(接触をスタートさせた)

目下事態を憂慮している、その一つは
合意を2週間ほど遅延を云々している

ことは迅速協定に於ける日本の国会
米国の好都合な上院の行動を

前以て制約する (prejudge) には
なりかねず、極めて危険且つ
(これは)

embarrassing な事態を生起せしめる
結果となりにかねないことである

述べた。 中二に

2. 更にスタグ-トリ、この現実的

問題はあつた、その承認のとおり

GA-6

外務省

(12)

米国の日本政府の核に用いた政策
 に背馳しないよう行動すること
 であり、この為には色々の問題を
 をワークアウト（たづねあはせり、又
 新の建設等種々の要因を解決
 しなければならぬ、云う事である
 核については、一昨年11月の日米共同
 声明の発表以来総理以下日本
 政府首脳の大関心事であり、
 二ヶ月前の米日返還協定に共同
 声明の8項をリファーストとしていた
 況加わって、米日政府と12月72年
 4月1日72に核取扱の完全な実施
 を要するとの確言がなされ、従って

二の事より
 4月1日の返還をコミットするに
 極めて困難な見通しである。たゞ
 overridingな要素として、
 自衛隊による引渡も7月7日前
 には困難であると聞かされ、米日
 にとり2ヶ月前の方が種々の点で
 好都合であると思われる、と述べた。
 3. 二ヶ月前（愛知大臣より、以上の真に
 ついて既にロジャース長官が述べ
 たりしたことは聞かされ、従って
 現在4月1日の如き日時が出ると
 極めて押しに2ヶ月前の状況である、現に
 最近行われた保利官房長官の
 記者会見にも、2ヶ月前の訂正は

11月12日、自分(愛知大臣)から総理

に米側の事情について報告した結果
でもありません。

4. 日本後刻 ストーカーよりアメリカ局長
に対し、本件会談についてロジャース

長官より特に愛知大臣に対し
パーソナリーに伝えることの手配が

あったことあり、内容を極めて機微に
包み隠さず伝えること、二山を厳秘とされた

その取扱いは11月12日十分留意厚紙11頁
重ねて要請すると3日あった。

（ 部の内 号） 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政傳外外蔵官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

電信写

総番号(TA) 1583/ 主管
72年3月28日20時30分 米 国 発 着
72年3月29日11時01分 本 省 着 米局長

課査長領移長
査査
長長
領領
移移
長長

外務大臣殿 午場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

（部内連絡）

極秘 至急（ゆう先処理）

28日付貴電米局長部内連絡に関し

1. 28日ムラタをしてエリクソン及びシンに対し冒頭貴電及び貴電米北/第745号、第746号の趣旨を連絡せしめたところ、エリクソンより40.0万ドルうんぬんについては一切言及しないこととする旨述べた。（下記2.以外にその後プレスへの質問はない由）。

2. 28日の共同電について調査したところによれば、28日ゆう刻共同タカハシ記者はエリクソン及びマケルロイ（貴電の「国務省の当時の係官」とはマケルロイを指すものと思われる）に対し電話により本件補償費につき質問した趣であるが、エリクソンもマケルロイも400万ドルが320万ドルに含まれているとは述べておらず、400万の額はタカハシ記者側よりメンションされ米側両人ともこれをこう定も否定もしなかつた趣。

（丁）

ア 参地中東
長 北 西
北 保
南 参一
西 参西東洋
長 西 東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参質統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参協規
国 参政経科
長 軍社専
情 参道内外
長 文
文 参一二

極秘

愛知大臣より

本大臣とロジャース長官との会談は、9日午前9時半より約2時間にわたり、当地、米大使館で行なわれたが、会談中沖縄返還協定関係についての要旨以下のとおり。

1. 冒頭、ロジャース長官より、若干の点についてお話ししたいとして、まず、尖閣諸島問題につき、国府は、本件に関する一般国民の反応に対し、非常に憂慮しているが、本件について日本政府がその法的立場を害することなく、なんらかの方法で、われわれを助けていただければありがたいと述べ、たとえば、本件につきなるべくすみやかに話し合いを行なうというよりを意志表示を国府に対して行なつていただけないかと述べた。

これに対し本大臣より、基本的には米側に遠慮をかけずに処理する自信がある。国府に必要とあらば話をすることは差支えないが、その時期は返還協定調印前ということではなく、69

年の佐藤・ニクソン共同声明の例にない、事後的に説明をするということとなろうと答えた。

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日本政府のレベルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し本大臣より、できる限りのレベルな解釈をアシュアする旨述べた。

3. 請求権問題に関連して、「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されざるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係で、これを発表せざるをえない場合も絶無ではないと答えた。よつて本大臣より、本件書簡の表現振りについては、すでに東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、より慎重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみだしつつ、日本側の立場も配慮した表

現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より、本日長官の返事をいただく必要はないが、返還協定の発効日を4月1日とすることを沖縄県民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に関心を有するものであることをお伝えしたいと述べた。

これに対し「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、きわめて困難であり、過早に協定発効日を前ずることは議会の反ばつをまねくといふことも考慮しなくてはならない。しかしながら、沖縄県民及び日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、1昨日もお話ししたとおり、ぜひとも17日に決めていただきたいと述べたところ、「ロ」長官は、本件については議会との関係上われわれとしては慎重にならざるをえず、かかる観点からすれば、17日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、17日調印にふみ切ることにした。

本日右を発表すること及び署名時間は、ロンドン時間午前8時、東京時間午後9時とすることに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重要視していた問題であり、17日調印にふみ切られたことについては感謝する旨述べた。